

弁慶エリア&焼け山エリア利用協定書抜粋

以下、2019年12月25日に締結した冷田自治区内のクライミングエリア（当面は弁慶エリア(=旧百間)&焼け山(=旧天空=旧栃本)エリア）利用に関する協定書の主要部分です。

（本協定書は、最善の策を提出してくださいという地域からの御要望に応えるため、JFA若林理事及び豊田・冷田エリアについての若杉管理人が、夏の間松平コミュニティセンターに集って議論したクライマー有志の案を取りまとめて提出した原案に冷田自治区からの御要請を反映させて作成されました。）

公開許可を頂きましたので公開します。弁慶エリア&焼け山エリアの利用をご希望の方はぜひご一読ください。

+++

甲（当面は豊田市冷田自治区内の上冷田町と栃本町）と乙（豊田クライミング協会）は、冷田自治区内における岩場等を利用したクライミングの実施に伴い、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 冷田自治区内において、乙が岩場エリアを利用したクライミングの運営にあたり、甲及び乙が将来にわたり信頼関係を維持し、かつ双方の共存共栄を図るために必要な事項について定める。

（岩場の利用エリア）

第2条 岩場の利用エリア（以下「エリア」という。）は、土地所有者の承諾が得られた土地のみとし、これ以外の場所への立ち入りは禁止とする。但し、甲及び土地所有者が特に許可した場合はこの限りでない

（利用内容）

第3条 乙は、エリア内において、次に掲げる活動を行う。

（1）岩場を活用したルートクライミング及びボルダリング

（2）進入路及びフィールドの清掃又は整備、及び手つかずの岩のコケを落としたり周囲の支障木を除去して登れるようにする活動（以下「開拓活動」という。）

(3) その他、クライミングに関する啓発活動（講習会、岩場の案内図発行等）

（土地所有者への配慮）

第4条 乙は、エリアの利用に関して各土地所有者（駐車場提供者を含む）と個別に覚書を締結し、土地使用料として利用人数及び他地域事例等を勘案のうえ甲と協議した金額を土地所有者に支払うこととする。

2 乙は、土地所有者がエリア内の自己所有地において、植林、伐採又はその他の行為を行う場合は、これに支障を与えないよう協力しなければならない。

（地域貢献）

第5条 乙は、冷田自治区及び各自治会から環境美化作業又は地域行事への協力依頼を受けたときは、これに積極的に参加し、地域住民との良好な関係づくりを図るとともに、地域の振興及び活性化に寄与するものとする。

2 乙は、自らも率先して市道等の清掃活動又は地域への貢献活動に努めるものとする。

（利用者の制限等）

第6条 エリアを利用できる者は、甲の関係者及び乙がエリアの利用を認めた者（以下、「許可者」という。）に限る。

2 乙は、前項で定める以外の者の無断利用を制限するため、インターネット及び現地に看板を設置して周知を図るものとする。

3 許可者は、エリアを利用するときは許可証を携帯するとともに、移動に使用する車両には駐車許可証を掲示しなければならない。

4 甲は、許可者と認められない者又は本協定書の規定に違反する許可者を見つけた場合は乙に通知し、乙は速やかに適切な処置を講じるものとする。

（活動日等の事前連絡）

第7条 乙は、第3条及び前条第2項に定める活動の内、乙が主体的に実施するときは、前月10日までに実施日、実施内容及び参加人数等について甲に連絡しなければならない。

2 許可者が任意で活動するときは、乙の管理下のもとで行うものとし、甲への事前連絡を省略することができる。

(エリアの管理)

第8条 乙は、第2条で示すエリアについて、善良な管理のもと安全に運営するとともに、火災や事故の未然防止、ゴミの後始末などの環境保全に万全を期さなければならない。

2 乙は、進入路及びフィールドの清掃、整備又は開拓活動に伴い、支障木の伐採又は土地の形状変更（岩の除去又は岩への金具の設置を含む）等を行う場合は、事前に土地所有者の承諾を受けなければならない。但し、細い枝の除去又は岩のコケ除去などの軽微なものはこの限りでない。

3 前項にかかる費用は、全て乙の負担とし甲又は土地所有者に対して一切請求しないものとする。

(事故対応)

第9条 乙は、重大な事故が発生した場合又は事故等により第三者に損害を与えた場合は、直ちに乙の責任において最善の対応を図るとともに、その内容について速やかに甲に報告しなければならない

2 乙は、前項に関して甲又は土地所有者に対し損害賠償や責任を追及しない。

(禁止事項)

第10条 乙は、甲との信頼関係を保つため、冷田自治区内においてトラブルが想定される次の行為を禁止する。ただし、甲が許可した場合はこの限りでない。

(1) 火気の使用（焚火・火器・タバコ等）

(2) 植物（ささゆり、山野草、きのこ、山菜、花木等）の採取、樹木及び岩石等の持ち出し

(3) エリア内における工作物の設置

(4) エリア以外への立ち入り

(5) ごみの不法投棄

(6) 夜間のエリア内宿泊及び照明器具を使用した夜間のエリア利用

(7) 甲が指定する駐車スペース以外の無断駐車

(8) 地域住民に不安を与えるような車両の危険運転

(9) その他、甲との信頼を損ねるような行為

(駐車場)

第11条 岩場エリアを利用する際の駐車場は、甲が指定する場所（以下「指定駐車場」という。）のみとし、市道沿い（道路交通法に適合し、安全性が確保できる場合を除く）又は私有地への無断駐車は禁止とする。

3 乙は、指定駐車場の草刈り及び不陸整正等の維持管理作業について、乙が自ら実施することとする。

4 乙は、指定駐車場及び臨時駐車場において事故又は盗難等の被害が発生した場合は、自己責任でこれを解決することとし、甲又は土地所有者に対して損害賠償又は責任を追及しないものとする。

+++